

## さがすたいる 倶楽部 規約

### (目的)

第1条 本会は、佐賀県内の店舗、施設、事業所等（以下「店舗等」という。）における、高齢者や障害者、子育て中の方など（以下「当事者」という。）に配慮した設備やサポートの情報を発信し、当事者と店舗等が積極的に関わり合いながら、相互理解を深めることで、県内の「人にやさしいまちづくり」の推進を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 本規約において、各店舗等が備える当事者に配慮した設備やサポートを「さがすたいる」と称し、本会の名称を「さがすたいる倶楽部」と称する。

### (会員)

第3条 佐賀県内に所在し、幅広く当事者の受け入れに努める店舗等であって、第1条の目的に賛同し、第5条に定める入会手続きを行ったものを会員とする。

### (会員の活動)

第4条 会員は、次に定める活動に努める。

- (1) 店舗等における当事者に配慮した設備の整備やサポートの提供
- (2) 佐賀県（以下「県」という。）が進める「人にやさしいまちづくり」に関する情報の積極的な発信
- (3) その他、目的を達成するために必要な活動

### (入会)

第5条 入会を希望する店舗等は、入会申込書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、佐賀県県民協働課に提出するものとする。

2 県は、入会申込書を受理後、会員証を交付する。

3 会員は、当事者が認識できるように会員証を店舗内に掲示するものとする。

### (退会)

第6条 会員は、随時退会できるものとし、退会に際しては、退会届（様式第2号）を佐賀県県民協働課に提出するとともに、会員証の返却を行うものとする。

### (会員の資格の継続)

第7条 会員は、退会届を提出しない限りにおいて、継続して会員とみなす。

### (会員特典)

第8条 会員は、次に定める特典を受けることができる。

- (1) 当事者に配慮した設備やサポートを店舗等ごとに紹介する県のウェブサイト（以下「さがすたいるサイト」という。）への情報掲載及び「人にやさしいまちづくり」に協力する県推奨の店舗等であることの発信

- (2) さがすたいるプラス補助金の申請資格取得
  - (3) 県が年間通じて行う接遇マナー研修会等の優先受講
  - (4) その他、県の取組と連携した広報活動
- 2 なお、前項に定める会員特典は、会員の事前承諾なく変更または廃止する場合があることを、会員は予め承諾するものとする。

(会員情報の取扱い)

- 第9条 会員の名称、所在地、代表者氏名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス等の情報（以下「会員情報」という。）は、本会の目的以外に利用することはない。ただし、法令により認められた場合は、第三者に会員情報を提供することがある。
- 2 会員情報は、県が厳重に管理・保管し、廃棄する場合には、県が定める規定に準じて処分するものとする。
  - 3 会員情報に変更があった場合は、速やかに佐賀県県民協働課に報告するものとする。

(除名)

- 第10条 県は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。
- (1) 本規約に違反したとき
  - (2) 入会時に虚偽の申告があったとき
  - (3) その他、会員として不適格であると判断したとき

(規約の追加・変更)

- 第11条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、会員の事前承諾なく追加または変更する場合があることを、会員は予め承諾するものとする。
- 2 追加または変更された規約は、さがすたいるサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後、会員は、当該追加または変更された規約を遵守しなければならない。

附則

- 1 本規約は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 本規約の施行前に、県が募集を行った「人にやさしい施設 SAGA 倶楽部」に入会を申し込んだ店舗等は、本会の会員とみなすものとする。

附則（令和元年5月20日）

- 1 本規約は、令和元年6月3日から施行する